

河川区域は河川法が適用されます

河川は基本的には自由使用ですが、行為の性質や規模に応じて、届出や許可が必要なことがあります。以下に例示しますが、ご不明な点や詳細は延岡出張所にお問い合わせください。



※河川区域の範囲は状況によって異なります。

届出が必要なこと（例）



- イベント
(簡易テント程度)
- 慣習による行事
(流れ灌頂、橋の日など)
- キャンプ
消毒用の希釈用水の採取
(軽トラックに積めるタンク程度)

許可が必要なこと（例）



- 植栽、植樹、水力発電
- 工作物の新築・改築・除去
- 土地の形状変更、河川水の継続的な取水
- 牧草地、公園の設置
- イベント・花火大会
(大型テント等の工作物の設置を伴うもの)
- 土・砂・石の採取
(内容による)

届出書様式

- [届出書様式\(excel\)](#)
- [届出書様式\(Word\)](#)
- [届出書様式\(PDF\)](#)

申請書様式

- [申請書様式\(Word\)](#)
- [申請書様式\(PDF\)](#)

やってはいけないこと（例）



- ゴミを捨てる
- 動物の死骸を埋める
- 私物を置く
- ゴルフ場以外でのゴルフの練習
- 汚水を流す
- 許可を得る必要があるのに得ていない行為

問い合わせ先及び提出先



延岡出張所 〒882-0034 延岡市昭和町3丁目1930 TEL 0982-21-2955

平日8時30分から17時00分の間で受け付けております。
休日及び祝祭日の受け付けは行っておりませんのでご注意ください。
公園の場合は、別途公園管理者の許可等が必要な場合があります。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。